

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会設置要綱改正 新旧対照表

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会設置要綱	百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会設置要綱(案)
(設置) 第1条 世界遺産一覧表への記載を推薦する百舌鳥・古市古墳群（以下「資産」という。）の保存管理及び整備活用並びにその周辺環境の保全を推進するため、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	(設置) 第1条 <u>世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群</u> （以下「資産」という。）の保存管理及び整備活用並びにその周辺環境の保全を推進するため、百舌鳥・古市古墳群 <u>世界遺産協議会</u> （以下「協議会」という。）を設置する。
(協議事項) 第2条 協議会は、次の事項を協議する。 (1) 資産の保存管理及び整備活用に関する事項 (2) 資産の周辺環境の保全に関する事項 (3) 世界遺産委員会への提出が必要な報告書作成等に関する事項	(協議事項) 第2条 協議会は、次の事項を協議する。 (1) 資産の保存管理及び整備活用に関する事項 (2) 資産の周辺環境の保全に関する事項 (3) 世界遺産委員会への提出が必要な報告書作成等に関する事項
(組織) 第3条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事をもって構成する。 2 会長は大阪府知事、副会長は堺市長をもってあてる。 3 会長は、協議会を総括する。 4 会長が不在の時は、副会長がその職務を代理する。 5 委員及び監事は、別表第1に掲げる職にある者をもってあてる。 6 監事は、協議会の会計を監査する。 7 協議会に別表第2に掲げるオブザーバを置く。	(組織) 第3条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事をもって構成する。 2 会長は大阪府知事、副会長は堺市長をもってあてる。 3 会長は、協議会を総括する。 4 会長が不在の時は、副会長がその職務を代理する。 5 委員及び監事は、別表第1に掲げる職にある者をもってあてる。 6 監事は、協議会の会計を監査する。 7 協議会に別表第2に掲げるオブザーバを置く。
(会議) 第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。 2 会長は、必要に応じ関係委員による会議を招集することができる。	(会議) 第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。 2 会長は、必要に応じ関係委員による会議を招集することができる。

<p>3 协議会は、必要に応じ関係者等から意見を聞くことができる。 4 会長は、やむを得ない事情により招集して会議を開催できないときは、書面による会議に代えることができる。</p>	<p>3 协議会は、必要に応じ関係者等から意見を聞くことができる。 4 会長は、やむを得ない事情により招集して会議を開催できないときは、書面による会議に代えることができる。</p>
<p>(作業部会) 第5条 第2条の協議事項に関する詳細な検討を行うため、協議会に作業部会を置く。 2 作業部会の組織、その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(作業部会) 第5条 第2条の協議事項に関する詳細な検討を行うため、協議会に作業部会を置く。 2 作業部会の組織、その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>
<p>(学術委員会) 第6条 協議会は、学識経験者等で構成される学術委員会を設置し、専門的・学術的意见を求めることができる。 2 前項の学術委員会の設置及び要綱は、会長が別に定める。</p>	<p>(学術委員会) 第6条 協議会は、学識経験者等で構成される学術委員会を設置し、専門的・学術的意见を求めることができる。 2 前項の学術委員会の設置及び要綱は、会長が別に定める。</p>
<p>(事務局) 第7条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局長は、大阪府府民文化部都市魅力創造局長をもってあてる。 3 事務局は、別表第3に掲げる団体により構成する。</p>	<p>(事務局) 第7条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局長は、大阪府府民文化部都市魅力創造局長をもってあてる。 3 事務局は、別表第3に掲げる団体により構成する。</p>
<p>(財務) 第8条 協議会の会計及び財務に関する事項は、事務局長が別に定める。</p>	<p>(財務) 第8条 協議会の会計及び財務に関する事項は、事務局長が別に定める。</p>
<p>(会計年度) 第9条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(会計年度) 第9条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>

<p>附 則 この要綱は、平成30年1月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年9月7日から施行する。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>委員 大阪府知事 委員 堺市長 委員 羽曳野市長 委員 藤井寺市長 委員 宮内庁書陵部長 監事 公認会計士</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>オブザーバ 文化庁</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <p>大阪府 堺市 羽曳野市 藤井寺市</p>	<p>附 則 この要綱は、平成30年1月26日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年9月7日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和元年12月 日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>委員 大阪府知事 委員 堺市長 委員 羽曳野市長 委員 藤井寺市長 委員 宮内庁書陵部長 監事 公認会計士</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <p>オブザーバ 文化庁</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <p>大阪府 堺市 羽曳野市 藤井寺市</p>
---	---